

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
B3-001	一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
B3-00	一	装身具部品及び付属品
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット		
<b>定義</b>		
一組のカフスポタン及びネクタイ止めセットを分類する。 組物として認められる構成物品は、以下の2つの構成物品の両方を含むものとする。 [構成物品] カフスポタン ネクタイ止め		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
分類初期付与時は機械的に物品名で判断し(願書の「意匠に係る物品の名称」の欄に「一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット」あるいは「一組のカフスポタン及びネクタイ止め」、「カフスポタン及びネクタイ止めセット」とあるものをここに分類する)、必要に応じて担当審査官が、査定までに分類変更を行う。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		